第二十四條　家屋所有者ハ本組合ノ客員トシテ
加入スルコトヲ得
入會ノ場合ハ金五円以上ヲ組合ニ寄
附スルコト

第二十五條　組合費毎月徴収ノ為メ日當番
ヲ定ム　日當番ハ番號順ニ依リ輪
番順ニ其任ニ當ル
月当番ハ其月度組合ノ雑務ニ従事
シ徴収組合費ハ會計ニ差出スヘシ

第二十六條　組合員ハ毎年一回敬神ノ念ヲ
以テ神佛参拝ヲ擧行スルコト
但シ豫算ノ範囲内ニ於テ全部又ハ
一部ヲ順次輪番ニテ参拝スルコト
アルヘシ

第二十七條　組合員転居其他已ムヲ得サル
事由アル時ハ組合ヲ退会スルコトヲ得

但シ役員ノ議諾ヲ要ス

第二十八條　本組合ハ毎年二回定時集会ヲ為
シ事業及収支会計ノ報告ヲ為スコト

第二十九條　組合ノ出納ハ現金ニ剰余アリタ
ル場合ハ指定銀行ニ預入ナスコト
指定銀行ハ当方株式会社五十一銀行ト
定ム
組合ノ出納ハ會計自リ其傳票ニ組
長捺印ヲ要スルコト

第三十條　組合員本組合規約ニ違犯シタル
トキハ組合員一同ニ對シ損害賠償ヲ為
スヘシ
其損害額ハ金二百円ト協定ス

第三十一條　本組合ハ左ノ事由ニ依リ解散ス
一、組合員五人以下ト為リタルトキ
一、満二十年ヲ経過シタルトキ
但シ組合員多数決ニヨリ更新継